

厚生労働大臣 殿

健康保険法一部改正案に対するレクチャーへの質問事項

(3月12日追加)

2021年3月8日

中央社会保障推進協議会

新型コロナウイルス感染拡大の中、収束へ向けてのご努力、ご奮闘に敬意を表します。

2回目の緊急事態宣言が延長され、入用・介護等の現場においては、医療ひっ迫、施設の閉鎖・サービス縮小など、未だにきびしい状況に置かれています。国民の生活および将来への不安を払しょくできない状況が続いています。

そのような状況のもとで、通常国会に提案されている「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」は、その提案理由を、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、すべての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するためとしています。

法案は、国民生活とりわけ高齢者をはじめとした低所得者らに対する影響が大きく、コロナ禍の下国民への負担増は耐えられないものです。

については、法案に対する厚生労働省からのレクチャーをお願いし、法案に対する説明と「質問事項」を提示させていただきたいと思います。

資料を提示いただきご説明をお願いします。あわせて恐縮ですが、限られた時間ですので「質問事項」について「文書にて回答」をいただきますように、よろしくお願いします。

また、参加者は、中央社会保障推進協議会加盟組織役員、日本高齢期運動連絡会役員ら、会場およびWebにて参加を予定しています。

日時：3月16日(火) 15時～17時

15時より「国民健康保険」関連、16時より「後期高齢者医療における窓口負担の見直し」関連でそれぞれお願いします。

会場：参議院議員会館 102会議室

◆質問・要請事項

1. 「国民健康保険」関連

(1) 2021年度(令和3年度)においても、新型コロナウイルス感染症に関わる特例減免の実施開始時期と連絡はいつになる予定でしょうか。また、「前年度比3割の収入減少」等の要件緩和、ならびに確定申告で「所得なし」となった国保加入者の減免適用等の検討について。

新型コロナウイルス感染症の特例実施の 傷病手当金を引き続き継続、実施し、個人事業主やフリーランスにも適用拡大し、自治体への財政支援を行うことについて。

◆地域(埼玉)からの要望

①コロナ減免での減収要件として「主たる生計維持者」ではなく「世帯主」の減収でなければ受け付けないという自治体があり、世帯主の変更を強要されるケースもありました。3割減収を世帯主のみならず「主たる生計維持者」も可として、連絡文書を発行できないか。

②75歳以上の後期高齢者に関して埼玉県後期高齢者広域連合では、減収を証明する提出書類の要件のハードルが高く、申請しにくい状況があります。75歳未満の国保や介護保険の減免のほうが申請しやすい状況であり、高齢者により配慮する改善指導を要請する連絡文書を発行できないか。

③自治体によって申請以前に支払った国税の減免は遡及できないとしていくところが多く、受付も7月で打ち切りなどとしているところもあります。年度末近くに申請しても遡及して減免するさいたま市などの自治体と格差あります。自治体ごとの条例で運用されているのですが、国の財政で行うものであり、自治体間に格差が発生しないよう柔軟な対応を要請する連絡文書を発行できないか。

(2) 法案の国民健康保険法に関する部分について説明をお願いします。

以下、法案の「概要」から抜粋

- ・子供に係る国民健康保険料等の均等割り額の減額措置の導入について
- ・国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制のために充てることを可能とする。
- ・都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける

そもそも、コロナ禍の下でその収束も不透明な中、運営方針についての見直しや具体化は、一定の延期が必要ではないかということについて。

(3) 子ども（未就学児）に係る均等割の減額措置について公費支援の制度を創設とされています。均等割りそのものは応能負担原則に反するものであり、廃止するべきと思いますが、今後、子どもの均等割りについて、未就学児までとする減額措置を拡大し、将来的に廃止していく方向かということについて。

(4) 国保運営方針に「保険料水準の平準化」と「財政均衡」が記載事項に位置付けるとされています。

①「保険料水準の平準化」は保険料水準の「統一化」を意味し、保険料の大幅なアップにつながりかねません。拙速な統一化はやめて、国庫負担の増額こそが重要ではないかということについて。

また、「保険者事務」の統一化は、現状の制度の後退が懸念されます。地域住民の生活実態や声を集約して「保険者事務」の在り方は検討されるべきということについて。

②「財政均衡」は、自動的に給付と負担が連動することになり、現在の「法定外繰り入れ」を実質禁止することにつながるものと思います。すでに各自治体では、赤字解消計画の策定等が推し進められている実状もあります。

「財政均衡」の義務化ではなく、法定外繰り入れの取り扱いは地方自治の権限内で行うべきということについて。

2. 「後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し」関連

(1) 75歳以上の医療費窓口負担2割化は中止してください

75歳以上の高齢者の医療費を抑制するために高齢者を一律に年齢で区分し、ひとまとめに独立させた医療制度は、世界的にも全国民を対象にする公的保険医療制度をもつ国では存在しません。

高齢者の医療費を現役世代に肩代わりさせる仕組みがあるため、老いも、若きも年々負担が重くなっており、これは制度設計の問題と考えます。国庫負担を引き上げることが必要です。

高齢者への給付が多すぎるとして、世代間対立で負担を肩代わりさせ合うのではなく、大企業や富裕層に応分の負担を求め、高齢者を含めた全ての世代に必要な社会保障給付を拡充させることが必要だと考えます。

(2) 2割負担は高齢者の受診抑制・治療中断を広げ、重症化を招き、将来への不

安を増大させることとなります。受診抑制・治療中断の影響に関しご説明ください。

75歳以上の高齢者の95%が外来を受診し、そのうち5割近くが毎月受診しており、2割負担になれば、窓口負担が一人あたり年平均で3.4万円増加すると推計されています。外来の窓口負担は、高額療養費の自己負担限度額に該当しないケースが多いため、患者の6割が全ての受信月で窓口負担が2倍となります。影響が大きい外来患者について、3年間は一ヶ月負担増を3千円以内に押さえる「配慮措置」を行おうとしています。それでも8千円程度の軽減にしかならないので、年平均2.6万円の負担増です。3年が過ぎれば窓口負担は跳ね上がります。高齢者に多い膝の痛みや高血圧での定期的通院している方には、この配慮措置が適応されないため、窓口負担が2倍となります。

コロナ禍の中で、高齢者は受診控えを強いられ、健康状態が悪化しています。2割負担が導入されれば、高齢者を必要な医療からさらに遠ざけ、経済的にも身体的にも大きなダメージとなり受診控えがさらに進むと考えられます。

(3) すべての後期高齢者医療被保険者に公的負担を増やしてください

菅首相は負担増について今通常国会施政方針演説で「若い世代の負担上昇を抑える」と言いました。その現役世代が負担する後期高齢者支援金は▲720億円。一人あたり年約700円。月30円弱の負担減となることが厚生労働大臣の答弁で明らかになりました。結局一番減るのは公費で▲980億円です。公的負担を増やすことが今必要です。

(4) 2割負担となる対象者の正確な人数を教えてください。

厚生労働省によると2割負担になる対象者は課税所得が28万円以上あること、「年金収入とその他の合計所得金額」は、75歳以上が一人の世帯で200万円以上、複数いる世帯では320万円以上あること、のいずれも満たすケース370万人とされています。年収同額でも内訳によって負担割合が違うケースもあると聞いています。我々が入手した神奈川県広域連合からの資料によると、厚生労働省が予測している対象者は33万人より多く34.3万人となっており、当初予定より対象者となる方の数が増えています。実際の対象者の方の数はどのくらいになるのかご説明ください。

(5) 2割負担への引き上げとなる単身世帯の年収基準200万円以上とする根拠について。

2月12日の衆議院予算委員会で、田村大臣が家計調査をもとに年収200

万円の家帯は「年12万円の余裕がある」と説明したとのことですが、その試算について改めて説明ください。

※社保審・医療保険部会1月13日付の資料に関連する資料がありますが、消費支出の平均値を算出したサンプル（単身世帯123世帯、夫婦世帯232世帯）の収入の平均値、中央値、最頻値を教えてください。

3. 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の一括審議でなく分離審議を求めます

今法案では、後期高齢者医療における窓口負担の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】等国民負担を求める法案と、子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置の導入【国民健康保険法、地方税法】等国民負担軽減の法律案が一括提案されています。それぞれの法案は実施時期も違し、関連予算案等の措置も違います。それらを一括提案し一括審議することは無理があるのではないのでしょうか。分離審議すべきと考えます。

(連絡先)

東京都台東区入谷 1-9-5 日本医療労働会館 5階

中央社会保障推進協議会

Email k25@shahokyo.jp

Tel 03-5808-5344

(担当：山口)